

「団体登録更新」についてのお知らせ

日頃より、中野区産業振興センターのご利用にあたりご理解とご協力を頂きありがとうございます。現在の団体登録証の有効期限は、令和5年(2023年)3月31日です。令和5年4月以降も当センター各施設をご使用になる場合は、下記のとおり団体登録の更新手続きが必要となります。

1. 提出書類 …提出書類は窓口配布の他、ホームページからダウンロード・印刷することもできます。

- ①団体登録申請書
- ②構成員名簿（構成員分）※必要な枚数をコピーしてお使いください。
※下記2つを満たしていれば団体独自の書式でも結構です。
 - ・構成員の氏名、住所（在勤の方は、加えて勤務先名称、勤務先所在地）が記載されている
 - ・A4版
- ③申立書 または 健康保険証の写し
- ④団体規約・会則（会社登録の場合は定款・約款）

2. 提出書類の受付と仮登録証(兼 団体登録証引換書)の交付日時・期間

令和4年11月14日(月)午前9時～令和5年3月31日(金)午後5時

平日 午前9時～午後5時

中野区産業振興センター2階窓口

※1階受付ではお預かりできません。

※書類提出時、現在の登録証をお持ちください。

3. 新しい団体登録証の交付

申請書類のご提出から1ヵ月程度で、現在の登録証と交換で交付します。

※書類不備等で再提出が必要となった場合、お日にちを頂きます。余裕をもってご申請ください。

★ご使用日令和5年4月以降の予約について

窓口での使用申請手続きの際、仮登録証のご提示にご協力ください。

使用申請手続き時に更新に必要な書類をご提出のうえ、仮登録証交付を受けることも可能です。

★令和5年4月1日時点で仮登録証の交付を受けていない(更新書類の提出がお済みでない)場合は
使用日令和5年4月1日以降の予約は取消※となりますのでお気を付けください。

※取り消された予約の利用料は返還されません。

4月以降もスムーズに施設をご使用いただけるよう、お早めの手続きをお願いいたします。

【お問合せ】 中野区産業振興センター
電話 03-3380-6946